

藤岡第二中学校地元代表 協議会だより（第2号）



平成30年2月1日発行
発行：藤岡第二中学校地元代表協議会

保護者や地域代表者で構成された地元代表協議会では、子どもたちのためのより良い教育環境の充実を目的に協議を進めています。

第2回目の会議では、学校の小規模化に伴う課題や統合の効果等について事務局から説明を受けた上で、藤岡第二中学校の今後の在り方について意見交換を行いました。

第1回会議での主な意見

- 今後も生徒数の減少が続けば、部活動や学校行事を行うこともままならず、子どもたちがしっかりと教育を受けられるか不安である。
- 藤二中だけでなく、部屋小も含めた適正化を検討していきたい。
- 藤二中と部屋小を小中一貫校にし、少しでも長く部屋地区に学校を存続できないか？
- 統合を検討するならば、スクールバス等の条件をしっかりと整備していく必要がある。

第2回地元代表協議会

日時：平成29年11月16日（木）19：00～

場所：部屋地区公民館

内容：①事務局説明

- ・教育の充実から考える「学校規模の適正化」について
- ・遠距離通学の状況について
- ・栗野中スクールバス利用状況について
- ・教科担当教員数及び部活動の状況について

②協議

- ・藤岡第二中学校の今後の在り方について

【第2回会議での意見交換内容】

（当日の資料については裏面参照）

学校規模について

- *小規模であれば丁寧に勉強を見てもらえるという利点があるかもしれないが、運動会や文化祭等の学校行事を実施していくことには支障が生じる。
- *学区外への通学を希望する生徒がどれくらい出るか分からないので、今後の生徒数もどうなるのか分からない。

小規模校の課題について

- *すでに部活動も立ち行かない状況になっている。顧問が足りないために文化部は設置できず、運動が苦手な子も運動部に入らざるを得ない状況である。
- *小中9年間の間でPTA役員や育成会の役員を何度も務めなければならない、保護者にとって大きな負担である。

藤岡第二中の今後のあり方について

- *学区の再編というのは、適正化の方法として可能性があるのか？
〔事務局：学区を変更して、同じ学校の子どもたちを別々の学校に通わせるという方法は子どもの負担が大きい。それならば現状の学校単位で統合等を検討していく方が現実的と考えている。〕
- *保護者アンケートの結果、統合の希望が多かったことによりこの協議会が設置されたということならば、統合に向けた話をするのは当然である。
- *1、2回目の会議では、統合を望む意見が多かったので、次回は統合に目を向けて話を進めていきたい。

～今後の想定される流れ～

○地元代表協議会：今後も2カ月に1回程度開催し、地域の合意形成を図ります。（H29.9～）

○学区審議会：有識者等により構成される市の付属機関であり、地元代表協議会での協議内容を踏まえ市内小中学校の適正化に向けて審議します。（H29.8～）



『栃木市立小中学校適正配置基本構想』策定（H30.10予定）
（学区審議会からの答申を基に、地域別、学校別の課題を整理し、具体的な再編等の方策をまとめたもの）



『基本構想』策定以降は、統合相手先等再編する地域の関係者で組織する「地元推進委員会」を立ち上げ、合意形成を図るとともに、統合等に向けた個別計画を作成していきます。

【資料抜粋】

〔 以下は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（平成27年1月：文部科学省）に基づき作成しています。 〕

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けるためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることやバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。

《学級数・児童生徒数が少ないことによる課題》

学校運営上の課題

- クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- 男女比の偏りが生じやすい
- 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる 等

教員に係る課題

- 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある 等

児童生徒に与える影響

- 集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力がつきにくい
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- 教員への依存心が強まる可能性がある
- 多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい 等

《栃木市の遠距離通学の状況》

国では適正な通学距離として、小学校では4km以内、中学校では6km以内という基準を定めている。栃木市では、通学距離が4km以上の児童及び6km以上の生徒について以下のような対応を行っています。

（１）スクールバスによる送迎

（利用者についてはH29.1月末現在）

学校	運行状況	利用者
寺尾小	平成 5 年運行開始（寺尾北小を寺尾中央小に統合） 平成 2 6 年運行開始（寺尾中央小・寺尾南小を統合し寺尾小開校）	3 1 名
部屋小	昭和 4 0 年運行開始（中根・石川分校を廃し部屋小に統合）	5 8 名
赤津小	昭和 5 5 年運行開始（木村・富張・大柿小を統合し赤津小開校）	7 名
岩舟中	昭和 5 0 年運行開始（岩舟中・静和中・小野寺中を統合）	1 3 名

（２）通学費補助金の交付（スクールバス以外の通学手段の場合）

区分	補助額
①路線バスを利用する児童生徒	定期券代の 2 分の 1 の額
②徒歩又は自転車により通学する児童生徒	年額 4, 000 円
③自動車により通学する児童生徒	
ア. 通学距離が 4 キロ以上 5 キロ未満	年額 20, 000 円
イ. 通学距離が 5 キロ以上 6 キロ未満	年額 25, 000 円
ウ. 通学距離が 6 キロ以上	年額 29, 000 円